

足利事件再審無罪判決に関する会長声明

3月26日、いわゆる足利事件の再審事件公判において、宇都宮地方裁判所は菅家利和さんに対して無罪判決を言い渡した。菅家さんの無実が証明されたことは喜ばしいことである一方、菅家さんが失った18年の歳月は、無罪を勝ち取ったとしても、取り戻すことはできないのであり、冤罪は絶対にあってはならない。足利事件は、全くの無実である菅家さんに対し、密室における違法な取調べによって虚偽の自白を強制し、それによって冤罪を発生させたという典型的な事件である。

当会は、取調べの可視化の必要性を以前から強く訴え続けているが、足利事件は、まさに、密室での取調べの危険性と可視化の必要性を証明することとなった。冤罪を生む最大の要因が、密室における取調べとそこで得られる虚偽自白であることは明白であり、これを解決する方策は取調べの全過程の録画＝可視化しかない。

検察、警察は、一部の事件で、「一部録画」制度を開始しているが、これは取調べの可視化とは似て非なるものであり、被疑者にとってはかえって危険極まりないものである。足利事件においても、「一部録音」テープが公開されたが、結局のところ「一部録音」では虚偽自白を防止することが到底不可能であることを証明している。

政権与党である民主党は取調べの可視化をマニフェストに掲げているが、報道によると、法務省は、今国会における可視化法案の提出を見送る方針である。そして、捜査機関は相変わらず「取調官と被疑者の信頼関係構築の必要性」などを理由に取調べの可視化に反対している。しかしながら、足利事件を教訓に、冤罪被害者を絶対に生じさせないためにも、直ちに取調べの可視化は実現されなくてはならない。これ以上、同じような冤罪事件を発生させてはならない。捜査関係者は形式的な謝罪ではなく、足利事件についての真摯な反省と謝罪のうえに立ち、一日も早く可視化を行うよう努めるべきである。

当会では、この無罪判決を受けて来る6月5日土曜日に菅家さんを招いて可視化市民集会を行い、菅家さんご本人から体験談を聞きながら、足利事件の検証をするとともに、可視化の必要性を市民に訴える予定である。

当会は、今後も市民に取調べの全過程の可視化の実現を訴えると共に、弁護実践を通じて取調べの可視化実現に尽力する所存である。

2010年(平成22年)3月26日

兵庫県弁護士会会長 春 名 一 典